

## 主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める意見書

戦後の日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下、種子法）が、2018年3月末日で廃止されることになった。この種子法のもと、米や麦、大豆などの主要農作物の種子の維持・開発のための施策が実施され、農家には安くて優良な種子が、消費者にはおいしい米などが、安定的に供給されてきた。しかし、規制改革推進会議は、この種子法が民間企業の種子事業への投資を阻害するとして廃止を打ち出し、2017年2月に閣議決定、満足な審議なく4月に国会で廃止が決まってしまった。この廃止により、今後米などの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の維持・開発などの衰退が心配されている。

また、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されている。それは、日本の食の安全、食糧主権が脅かされることであり、消費者にとっても大きな問題である。私たちは、米や麦、大豆の種子という大事な公共財産を失うかもしれない今、公共品種を守るための新たな法律が必要である。

よって、本市議会は、国に対し、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣 殿  
農 林 水 産 大 臣

座間市議会議長 京 免 康 彦